

中高層住宅における給水の特例に関する内規

制 定 昭和49年4月1日 部長専決

改 正 昭和52年4月1日 部長専決

改 正 平成12年2月1日 部長専決

(目的)

第1条 この内規は、受水槽方式により給水する装置（以下「受水槽以下装置」という。）で各戸に給水しようとする中高層住宅において、所有者が各戸検針徴収の要望をする場合に、本市が各戸ごとに水道メーターを貸与し、水道メーターの検針・水道料金及び下水道使用（以下「水道料金等」という。）の徴収に関する事務取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用の条件)

第2条 この規定の適用を受けようとする中高層住宅は、次の各号に定める要件を備えなければならない。

- (1) 建物は3階建て以上とする。
- (2) 建物の使用目的は、主として継続的な生活を営むためのものであること。
- (3) 各戸の給水施設は、それぞれ独立しなければならない。
- (4) 受水槽以下装置の水道メーターの設置に必要な付属設備は、市長の認定を受けた集中検針方式によるもので、かつ、市長の定める設置基準に適合しなければならない。
- (5) その他市長が適用を必要と認める建物。

(申込手続)

第3条 中高層住宅の所有者は、各戸検針徴収の取扱いを受けようとするときは、中高層住宅各戸検針徴収申込書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて申し込まなければならない。

- (1) 受水槽以下装置を使用する中高層住宅における各戸検針徴収に関する契約書（様式第2号）
- (2) 代理人選定（変更）届（様式第3号）
- (3) 受水槽以下装置の配置図及び付属設備図
- (4) 中高層住宅位置図
- (5) その他、協議によって必要と認められる書類・図面等

(検査)

第4条 市長は、前条の申込みがあったときは、各戸検針徴収に関する必要な事項の調査を行い、その結果により、必要な事項を指示することができる。

(契約)

第5条 市長と申込者は、別に定める契約書により、各戸検針徴収に関する契約を締結する。

(水道メーターの貸与)

第6条 市長は、申込者の申請により、水道メーターを貸与するものとする。ただし、遠隔指示式水道メーター（メーター本体及びコード付発信器と受信器をもって一式とする。）とし、受信器は、あらかじめ申込者の設置する集中検針盤に設置するものとする。

(付属設備の設置)

第7条 貸与する水道メーターの設置に要する費用並びに付属設備の設置及び維持管理に要する費用は、申込者の負担とする。

(水道料金等の徴収方法)

第8条 市長は、各戸ごとに水道メーターを検針し、各戸ごとに水道料金等を請求するものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

- 1、この内規は、昭和49年4月11日より施行する。
- 2、この内規は、施行前既になされた扱いは、尚従前の例による。

附 則

- 1、この内規は、昭和52年4月1日より施行する。
- 2、この内規は、施行前既になされた扱いは、尚従前の例による。

附 則

- 1、この内規は、平成12年4月1日より施行する。
- 2、この内規は、施行前既になされた扱いは、尚従前の例による。

(様式第1号)

中高層住宅各戸検針徴収申込書

苫小牧市水道事業

苫小牧市長

様

平成 年 月 日

給水装置場所 町 丁目 番 号

中高層住宅名

申込者 住所

氏名

印

私の所有の受水槽以下装置を使用する中高層住宅において各戸検針徴収の取扱いを適用して

くださいますよう、次の書類を添えて申し込みます。

添付書類

1. 受水槽以下装置を使用する中高層住宅における各戸検針徴収に関する契約書
2. 代理人選定（変更）届
3. 受水槽以下装置の配管図及び付属設備図
4. 中高層住宅の位置図
5. その他、協議によって必要と認められる書類・図面等

(様式第2号) ①

受水槽以下装置を使用する中高層住宅における各戸検針徴収に関する契約書



苫小牧市水道事業 苫小牧市長（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）とは、乙が管理する苫小牧市 _____ 町 丁目 _____ 番 号において、受水槽以下装置により甲の給水を受けている者（以下「使用者」という。）のメーター検針及び水道料金等の徴収その他に関して、次のとおり契約を締結する。

（水道料金等の徴収方法）

第1条 甲は、各使用者が使用する水道メーター（以下「各戸メーター」という。）を検針し、各使用者ごとに水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）を請求するものとする。

2 水道料金等の算定その他の徴収方法については、この契約に定めるものを除き苫小牧市水道事業給水条例及び同施行規則を準用するものとする。

3 甲は、親メーター（配水管と受水槽の間に甲が設置する標準メーターをいう。以下同じ）の計量による使用水量より、各戸メーター計量による合計使用水量が少ない場合は、乙から水量差分に対する料金相当額を徴収するものとする。

（各戸メーターの維持管理）

第2条 甲は、各戸メーターの検定期間の満了又は、故障等の理由により各戸メーターを取り替える場合は、その理由を付して通知する。

2 各戸メーターの取替は、甲が行うものとし、その費用は甲が負担する。ただし乙が管理義務を怠ったため、メーターを亡失又は、毀損した場合はその損害額を弁償しなければならない。

3 前項の取り替えは、市指定メーターにより行う。

（代理人の選定）

第3条 乙は、水道料金の支払い、その他の事務を行わせるため、使用者のうちから代理人を選定し、甲に届け出なければならない。

(様式第2号) ②

(代理人の取扱事務)

第4条 代理人は、次の各号の事務を取り扱うものとする。

- (1) 使用者から、使用開始及び休止の申込みを受けたときは、その旨を甲に連絡すること。
- (2) その他、甲の事務取り次ぎ等に関すること。

(水質の保持及び受水槽以下装置の維持管理)

第5条 受水槽以下装置の水質の保持及び受水槽以下装置の維持管理については別に定める受水槽以下装置の指導基準によるものとする。

(漏水した場合の使用水量の取り扱い)

第6条 受水槽以下装置の故障等により漏水し、使用者の使用水量が不明となった場合は、甲は、修繕工事完了後、使用水量を認定する。

(届出の義務)

第7条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに甲に届け出なければならない。

- (1) 代理人に変更があるとき。
- (2) 受水槽以下装置の増設、改造または撤去のための工事をしようとするとき。
- (3) 消火栓を消火以外に使用するとき。
- (4) 受水槽及び防火貯水槽等を清掃するとき。

(水道料金等の未払いの場合の措置)

第8条 甲は、水道料金等の支払いがなされない場合は、次の各号に定める措置をとるものとする。

- (1) 使用者に料金支払いの督促をする。
- (2) 料金支払いの督促をした後、なお支払いがなされないときは、使用者に給水停止をする旨を通知する。
- (3) 前号の通知後、なお支払いのないときは、その理由が継続する間当該使用者の給水を停止する。

(契約の解除)

第9条 乙がこの契約の条項に違反し、その旨を甲に勧告されなお是正しないときは、甲はこの契約を解除することができる。

2 前項の規定により、契約を解除した場合において、乙に損害が生ずることがあっても甲はその責を負わない。

(契約の周知)

第10条 乙は、この契約の内容について、代理人及び使用者に周知徹底しなければならない。

(様式第2号) ③

(その他)

第11条 この契約に定めない事項については、苫小牧市水道事業給水条例及び同施行規則その他の定めに基づいて甲、乙協議して定めるものとする。

(契約の有効期間)

第12条 この契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
ただし、上記契約期間満了時、甲、乙いずれからも異議の申し立てがないときはこの期間をさらに1年延長するものとし、その後において期間が満了したときも同様とする。

(様式第2号) ④

この契約の証として、契約書2通を作成し甲、乙、各1通を保有する。

平成 年 月 日

苫小牧市旭町4丁目5番6号

甲

苫小牧市水道事業
苫小牧市長

印

住所

乙

氏名

印